

12月は“町税等の徴収強化月間”です！

町では、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）および使用料（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、町営住宅料、水道料、下水道料、医療費）などの徴収強化に取り組みます。

【徴収強化の取り組み】

●納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが難しい方の相談を随時受け付けていますので、ご相談ください。

●催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付していない方には、文書、電話による催告、自宅や勤務先へ訪問します。

●滞納処分等の強化

町税や使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約を守らない方などに対し、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査等を実施し、差し押えなどの滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付していない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付ください。

なお、納付書が見当たらない場合は、役場までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から町税や使用料などが各納期限に合わせて自動的に引落とされますので、日中お忙しい方や不在がちな方に大変便利です。

口座振替を希望される方は、預金通帳と通帳使用印をご持参のうえ、町内の金融機関でお申し込みください。

納付に関する相談は随時受け付けておりますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせ先

		電話	告知端末機
・町税、後期高齢者医療保険料	住民生活課	5-1112	5-8812
・介護保険料	保健福祉課	5-1113	5-8813
・町営住宅料、水道料、下水道料	産業建設課	5-1116	5-8816
・保育料	認定こども園	5-1254	5-1254
・医療費	幌延町国民健康保険診療所	5-1221	5-1221

固定資産税の家屋に係る手続きなどについて

1. 固定資産税の家屋に係る主な手続きについて

①家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を住民生活課に提出してください。（後日、担当職員が現地確認を行います。）

②家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を住民生活課に提出してください。

③家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が伺いますので、完成後、お早目にご連絡ください。

※①、②について登記家屋の場合、滅失登記、所有権移転登記をすることで、家屋滅失届、家屋名義変更届の提出が不要となります。

2. 固定資産の現況確認の実施について

地方税法の規定により、毎年10月から12月にかけて現況確認を行っております。

3. 留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。一方で、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。

不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先: 住民生活課 税務住民係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812